

オンライン診療（情報通信機器を用いた診療）について

当院では、オンライン診療（情報通信機器を用いた診療「以下オンライン診療」）の届出を行っております。
オンライン診療をご希望される場合には、当院の医師にご相談ください。

- オンライン診療とは、スマートフォンやタブレット、パソコンなどを使って、自宅や外出先等にしながら医師の診察や薬の処方を受けることができる診療体制です。オンライン診療は、対面診療と適切に組み合わせて実施することを基本としており、適切な医療を提供するため、一部の例外を除き、原則として当院の医師が担当いたします。

※日頃から直接の対面診療を行っているなど、すでに患者様と適切な信頼関係がある医師による診療を基本としております。対面での受診歴がない場合やご不明な点がある場合は、事前にお問い合わせください。

- オンライン診療を実施する際は、毎回、医師が医学的な観点からオンライン診療による対応が可能かどうかの可否を判断します。
- 医師がオンライン診療を行うことが適切でないと判断した場合は、オンライン診療を中止し、速やかに対面診療へ切り替えていただく事になります。

【医師がオンライン診療を行う事が適切でないと判断する主な例】

- 直接の対面診療と同等でないにしても、これに代替し得る程度の患者様の心身の状態に関する有用な情報が（通信環境等により）得られない場合
- 急病や症状の急変など、緊急性が高く対面での処置が必要な症状の場合
- 情報通信環境の障害や電波不良等により、円滑にオンライン診療を行うことが出来なくなった場合
- 患者様には、ご自身で保有されているスマートフォンやタブレット等の端末をご利用いただきます。リスク回避および個人情報保護の観点から、セキュリティ対策（使用する OS やアプリケーションの適宜アップデート、セキュリティソフトの導入など）をご自身で行っていただく必要があります。
- 初診時のオンライン診療についても、原則として当院の医師が行うこととなります。初診時とは、継続的に通院・診療されている場合においても、新たな症状に対する診察を行う場合や、疾患が治癒した後、または治療が長期間中断した後に再度同一疾患について診察する場合などを指します。
なお、初診の場合には、厚生労働省のガイドライン等に基づき、以下の処方はいけません。

初診時のオンライン診療で処方できない薬剤等
1. 麻薬及び向精神薬の処方
2. 基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、特に安全管理が必要な医薬品（診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤）の処方
3. 基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する 8 日分以上の処方

おかがわ内科・小児科